

# 岡山県公報

発行  
岡山県  
岡山市内山下  
二丁目4番6号  
定価 1箇月2,330円

## 目次

- 収納代理金融機関の指定の一部改正 ..... 八〇五
- 土地改良事業の施行認可 ..... 八〇五
- 土地改良区役員の退任及び就任届 ..... 八〇五
- 土地改良事業施行認可申請の縦覧 ..... 八〇五
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ..... 八〇六

## 告示

● 岡山県告示第五百九十一号  
平成二年岡山県告示第二百号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十五日

岡山県知事 石井正弘

表中「岡山市農業協同組合 福浜農業協同組合」を「岡山市農業協同組合」に改める。

### 附則

この告示は、平成十七年十一月一日から施行する。

● 岡山県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成十七年十月二十五日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良事業を行う者の名称

西大寺土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 工種

16号溝 かんがい排水

三 認可年月日

平成十七年十月四日

## 公告

〔云三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成十七年十月二十五日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良区の名称 肩脊土地改良区	退任役員 氏名	就任役員 氏名	住所	理事 別
	馬場 繁幸	馬場 繁幸	瀬戸町肩脊四三九	理事
	金光 良一	金光 良一	〇四九	理事
	北山 篤		一八八一	理事
	仲村 研治		一五八七	理事
	岩崎 完		二〇八一	理事
	谷 敏雄		八六〇	理事
	幡上 憲正		三六〇	理事
	青江 和昌	青江 和昌	七一九	理事
	木庭 久市		五五七	理事
	阪上 新平		八四四	理事
	仲村 毅		四六八	理事
	今田 幸男		一〇三三	理事
	中山 善也	中山 善也	四三七	理事
		木庭 克己	五五九	理事
		仲村 義人	四五一	理事
		仲村 正義	四七三	理事
		仲村 宗一	八七二	理事
		赤松莊太郎	一四六八一	理事
		仲村 實	一五八八一	理事
		浅野 安夫	一八八四一	理事
		馬場 昭二	八三八	理事
		今田 幸男	一〇三三	理事

〔云四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条

第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。

平成十七年十月二十五日

岡山県知事 石井正弘

一 申請者

総社市土地改良区理事長

二 地区名

窪田（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

和田原境（非補助土地改良（農道整備）事業）

六ノ坪（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成十七年十月二十五日から平成十七年十一月十五日まで

五 縦覧の場所

備前県民局農林水産事業部

〔六五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。

平成十七年十月二十五日

岡山県知事 石井正弘

一 申請者

高松土地改良区理事長

二 地区名

埋り田（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成十七年十月二十五日から平成十七年十一月十五日まで

五 縦覧の場所

備前県民局農林水産事業部

一 申請者

岡山市浦安土地改良区理事長

二 地区名

八南3番川（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

八南3番南樋門（ ）

畑幹線樋門（ ）

西町12番川東樋門（ ）

阿部池東水路（ ）

本町幹線西農道（非補助土地改良（農道舗装）事業）

本町4番縦農道（ ）

阿部池5号農道（ ）

阿部池6号農道（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

四 縦覧の期間

平成十七年十月二十五日から平成十七年十一月十五日まで

五 縦覧の場所

備前県民局農林水産事業部

〔六六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成十七年十月二十五日

岡山県知事 石井正弘

一 申請のあった年月日

平成十七年十月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

ケセラシバセラシ

三 代表者の氏名

安松 和江

四 主たる事務所の所在地

倉敷市三田三三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、多様な発達障害のある人及びその家族に対して、社会参加に向けての支援に関する事業を行い、社会教育及び福祉の増進に寄与することを目的とする。